

福岡の野菜特別対策事業実施要領

公益社団法人ふくおか園芸農業振興協会

第1 目的

野菜の作付面積は、新規就農者の減少、生産者の高齢化等により生産基盤の弱体化が懸念されている。更に面積減少に伴う指定産地解除等により価格安定対策事業の予約数量も減少傾向にある一方、市場や実需者からは高品質で安全・安心な国産野菜の安定供給が求められている。

この様な情勢を受け、農家所得安定と消費者に向けた安全・安心な国産野菜の安定供給を図るため、県内野菜産地の栽培面積の維持・拡大と、収量・品質向上に向けた取組を支援する。

第2 事業運営の方針

(公社)ふくおか園芸農業振興協会（以下「協会」という。）は、福岡県、全国農業協同組合連合会福岡県本部（以下「JA全農ふくれん」という。）と緊密な連携の下に、公正かつ効率的に本事業の運営を行う。

第3 事業の内容

本事業は、次に掲げる取組について助成する。

1 露地野菜産地育成事業

露地野菜の生産拡大と安定供給を図るため、露地野菜を新規に導入する生産者に助成する。

2 夏秋果菜類産地育成事業

夏秋果菜類の産地拡大を図るため、対象となる夏秋果菜を新規導入する生産者（経営体）に作付け開始に係る費用（苗・資材等）の一部を助成する。

3 県育成オリジナル品種普及推進支援事業

県育成オリジナル品種を新規に導入することにより、省力化と作型の分散による面積の拡大を図り、高品質安定生産に取り組む生産者に助成する。

4 施設野菜技術高度化モデル事業

施設野菜において、環境測定装置を新規に導入し、これらの装置から得られた測定データを活用した高度な栽培技術（IOTの取り組み）により収量・品質向上を目指すモデル産地に助成する。

第4 事業実施主体、助成対象及び助成単価等

事業実施主体は県内JAとする。

助成対象者、補助対象となる経費及要件、助成単価等は別紙のとおりとする。

第5 事業実施期間

本事業の事業実施期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までとする。

第6 事業実施計画兼補助金交付申請等

- 1、事業を実施しようとする事業実施主体の長は、「福岡の野菜特別対策事業実施計画兼補助金交付申請書」(様式1。以下「実施計画兼補助金交付申請書」という。)を協会理事長に提出するものとする。
- 2、協会理事長は、提出された実施計画兼補助金交付申請書の内容が本要領に定める採択要件を満たし、かつ、その内容が事業目的等に適合すると認められるときは、審査の上、交付決定を行い、その旨を事業実施主体の長に通知するものとする(様式2)。

第7 申請内容の変更承認等

- 1、事業実施主体の長は、実施計画兼補助金交付申請書の記載事項について、次に掲げる変更をしようとするときは、「福岡の野菜特別対策事業補助金変更交付申請書」(様式3。以下「変更交付申請書」という。)を協会理事長に提出し、承認を受けなければならない。
※補助金の30%を超える増額又は減額
- 2、協会理事長は、1の承認をしたときは、補助金変更交付決定を行い、その旨を事業実施主体の長に通知するものとする(様式4)。

第8 補助事業の中止

事業実施主体の長は、補助事業を中止しようとするとき(支援対象者の変更を含む。)は、「福岡の野菜特別対策事業中止届出書」(様式5)を協会理事長に提出しなければならない。

第9 事業の実施

事業実施主体の長は、原則として補助金交付決定に基づき、事業を実施するものとする。

第 10 実績報告及び補助金支払請求

事業実施主体の長は、事業の完了後、速やかに「福岡の野菜特別対策事業実績報告兼補助金支払請求書」(様式6。以下「実績報告兼支払請求書」という。)を協会理事長に提出するものとする。

第 11 額の確定及び補助金の交付

協会理事長は、第10に基づき実績報告兼支払請求書の提出があったときは、審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体の長に通知するとともに、補助金を交付するものとする(様式7)。

第 12 関係書類の整備

1. 事業実施主体は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等(以下「関係書類」という。)を常に整備しておかなければならない。
2. 事業実施主体は、関係書類を補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間整理保管しなければならない。
3. 協会理事長は、本事業が適切に行われるために必要と認める場合には、事業実施主体に対し報告を徴する若しくは検査(関係書類の閲覧を含む)することができるものとする。

第 13 補助金の返還等

協会理事長は、事業実施主体及び支援対象者が次に掲げるいずれかに該当する場合は、交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

1. 故意若しくは過失により事業実施計画書等に不実の記載をしたとき。
2. 交付を受けた補助金について、承認された本事業の経費として使用しなかったとき。
3. 協会理事長から報告を求められた場合において、その報告を怠り、または故意若しくは過失によって虚偽の報告をしたとき。

第 14 この要領に定めるもののほか必要な事項は、協会理事長が別に定める。

付則

この要領は、令和4年4月1日より施行する。